

令和元年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2016」に基づく、「地域における社会资本整備の担い手が確保されつつづけている状態」の実現に向けて、「確かな競争力を發揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの取組分野における具体的な取組を進めしていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事等に係る改正

1 週休2日モデル工事について【令和元年6月～】 (P2)

「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、週休2日モデル工事に取り組みやすい環境を整備する。

2 建設工事に係る総合評価落札方式について

【平成31年4月～、令和元年6月～、令和元年8月～】 (P3)

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

3 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正【令和元年6月～】 (P9)

適正な競争と工事品質を確保する観点から低入札価格調査制度を改正する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

4 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

【平成31年4月～、令和元年6月～、令和元年8月～】 (P10)

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

5 業務における受注者の労働環境改善に向けた取組について【令和元年6月～】 (P12)

「持続可能な建設産業」の実現に向けて、測量・建設コンサルタント等業務における受注者の労働環境の改善を図る。

入札参加資格認定等に係る改正

6 令和元・2年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

【令和元年6月～】 (P13)

令和元年度及び令和2年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行う。

7 令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定について

【令和元年6月～】 (P15)

令和元年度及び令和2年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定を行う。

1 週休2日モデル工事について

1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、週休2日モデル工事に取り組みやすい環境を整備する。

2 改正内容

(1) 補正係数の改正

働き方改革の推進に向け、週休2日を達成した場合に増額補正していた間接工事費に加え、労務費や機械経費（賃料）も補正対象とする。

また、これまで対象としていた週休2日（4週8休）に加え、4週7休以上、4週6休以上も補正対象とする。

改正前	改正後
<週休2日を達成> 共通仮設費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 4	<週休2日（4週8休）を達成> 労務費 1. 0 5 機械経費（賃料） 1. 0 4 共通仮設費 1. 0 4 現場管理費 1. 0 5
	<4週7休以上4週8休未満を達成> 労務費 1. 0 3 機械経費（賃料） 1. 0 3 共通仮設費 1. 0 3 現場管理費 1. 0 4
	<4週6休以上4週7休未満を達成> 労務費 1. 0 1 機械経費（賃料） 1. 0 1 共通仮設費 1. 0 1 現場管理費 1. 0 2

(2) 『受注者希望型』の導入

働き方改革の推進に向け、年間10件程度実施している「発注者指定型」に加え、受注者から希望があった場合に実施する「受注者希望型」を導入する。

「受注者希望型」は、発注者指定型を除く全ての工事を対象とし、特記仕様書に明示する。ただし、週休2日の確保が困難な工事（緊急対応工事等）は対象外とする。

3 施行期日

令和元年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

2 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 施工体制評価

適正な利益の確保と、適切な施工体制を確保するため、当該工事を調査基準価格以上で応札した者について、加点評価する。

当該工事を調査基準価格未満で応札した者について、前年度に完了検査を受けた低入札工事（平成30年6月以降に指名・公告する工事が対象）の成績評定の全てが、優良建設工事等の表彰対象となる基準点数以上であった者を除き、加点評価しないこととする。

(2) 型式の追加

地域の精通性や、地域貢献の実績を特に評価する「地域維持型」を追加し、地域維持業務を受注した地域維持型JVの入札参加を可能とする工事に限定し、適用する。

(3) 企業の施工能力「自社施工（選択項目）」の追加

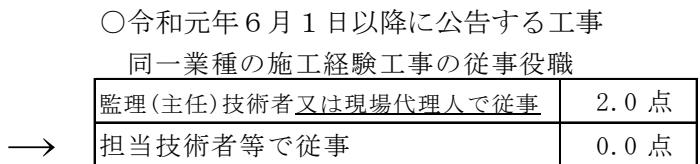
舗装工事及び法面処理工事について、重層下請構造の解消に向け、主たる工種を元請業者のみで施工する場合に加点評価する。

3 評価方法の改正点

(1) 配置予定技術者の能力「主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職」における現場代理人の評価点の変更

若手技術者等の配置の促進を図るため、実績評価2型について、現場代理人としての実績を、主任（監理）技術者の実績と同等に加点評価する。

○令和元年5月末までに公告する工事 同一業種の施工経験工事の従事役職	
監理(主任)技術者で従事	2.0 点
現場代理人で従事	1.0 点
担当技術者等で従事	0.0 点



(2) 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加

技能労働者の確保・育成に向け、次の業種について、登録基幹技能者を当該現場に配置する場合に加点評価する。

ただし、配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、基幹技能者の所属は元請、下請にかかるわらない。

令和元年6月1日以降に公告する工事		
業種区分	評価する登録基幹技能者	評価年度
プレストレストコンクリート工事	登録PC基幹技能者	R元～
とび・土工・コンクリート工事	登録鳶・土工基幹技能者	R元～
造園工事	登録造園基幹技能者	R元～
塗装工事	登録建設塗装基幹技能者	H30～

(3) 企業の施工能力「工事成績3件の平均点（実績評価2型は工事成績の最高点）」、配置予定技術者の能力「工事成績3件の平均点（実績評価2型は工事成績の最高点）」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応工事など、工事成績評定の対象外工事が多かったことから、令和元年度に限り、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

指名・公告日	H30.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R2.3.31
評価対象期間	平成26年4月1日から公告日の前日まで (4年)	平成26年4月1日から公告日の前日まで (5年)

(4) 企業の施工能力「優良建設業者の表彰・特別表彰」、配置予定技術者の能力「優秀技術者の表彰」における評価対象年度の変更

3(3)と同様に、令和元年度に限り、評価対象年度を1年延長し、過去3年間の表彰について加点評価する。

例 企業の施工能力「優良建設業者の表彰・特別表彰」の評価対象年度

指名・公告日	H30.7.1～R元.7.31	R元.8.1～R2.8.31
評価対象年度	平成29、30年度	平成29、30、令和元年度

4 施行期日

令和元年6月1日以降に公告する工事から実施

3(3)については、平成31年4月1日以降に公告する工事から実施

3(4)については、令和元年8月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局)

令和3年6月1日以降に公告する工事における改正点
○災害復旧工事に対する評価の見直し 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事を受注した建設事業者を評価するため、災害復旧工事の受注状況に応じた評価を検討する。

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R元.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～12.0	8.0～16.0	16.0～28.0
①品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
②施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④情報化施工技術の活用（選択） ※舗装工（大規模）のT.Sによる出来形管理技術（舗装）の提案に係る加算は0.5点。			◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0	10.0～12.0	10.0～12.0	10.0～12.0	10.0～12.0
①過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
②過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0
①主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
②過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
④過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
①地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
②過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績	2.0～6.0	1.0～2.0			
（発注事務所管内での実績に限定）					
①過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
②過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、デリバーカード認定）	2.0	1.0			
③過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例適用範囲の受注業務も対象とする	◎2.0				
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
①調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績判定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
①過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	24.0～31.0	25.0～29.0	32.0～39.0	32.0～43.0	40.0～55.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

下線部は変更箇所

※配点欄（ ）は(1)(2)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表章の評価対象期間の改正はR元.8からとする

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0
① 過去5年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0
④ 自社施工（選択）	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0~12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限る)	2.0~12.0
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者又は単体企業】	◎2.0
② 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイドー、ラブリバーエコロジー認定）【JV代表者又は単体企業】	2.0
④ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイドー、ラブリバーエコロジー認定）【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
⑤ 過去5年間の除雪等業務委託 [※] 又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例対象地域各線の発注業務も対象とする	◎2.0
⑥ 過去5年間の除雪等業務委託 [※] 又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例対象地域各線の発注業務も対象とする	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0
合 計	26.0~45.0
配 点（換算値）	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR元.8からとする

総合評価落札方式【企業局 水道施設に係る建設工事】の評価項目改正案 (R元. 6~)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0
①品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
②施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③工期設定の適切性(選択)			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④情報化施工技術の活用(選択) ※舗装工(大規模)のT.Sによる出来形管理技術(舗装)の提案に係る加算は0.5点。			◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0
①過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
②過去5年間の工事成績3件の平均点(過去5年間の工事成績の最高点) ※『実績評価2型』限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④登録基幹技能者の配置(選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤自社施工(選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
①主任(監理)技術者の保有する専門資格(選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
②過去9年間の工事成績3件の平均点(過去6年間の工事成績の最高点) ※『実績評価2型』限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
④過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
①地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
②過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績	0.0~6.0	0.0~2.0			
(発注事務所管内での実績に限定)					
①広島県営水道事業における過去2年間の水道事故等応急措置業者として協定締結等の有無 注)指定管理者との協定及び受注実績も評価する。	◎2.0	◎1.0			
②(県営水道用水供給事業給水対象市町内における)過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバーアクション認定)	◎2.0	◎1.0			
③広島県営水道事業における過去5年間の管路パトロール等業務委託の受注実績の有無 注)指定管理者との受注実績も対象とする。	◎2.0				
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
①調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
①過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	22.0~31.0	24.0~29.0	32.0~39.0	32.0~43.0	40.0~55.0
配 点(換算値)	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

下線部は変更箇所

※配点欄()は(1)(2)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WT.O案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR元.8からとする

総合評価落札方式【建設工事（營繕工事）】の評価項目改正案（R元. 6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
1 技術提案について		6.0	12.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)			6.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)		6.0	6.0
2 企業の施行能力について	6.0	6.0	6.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去5年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去3年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
3 配置予定技術者について ※（ ）内は、建築一式工事以外の場合	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	3.0	3.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格(建築一式工事を除く)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
4 地域の精通性・貢献度について ※（ ）内は、建築一式工事の場合	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)
(1)地域内における本店の有無	2.0	2.0	2.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況(建築一式工事のみ該当)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
5 指名除外の状況	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
(1)過去1年間における指名除外の有無	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
6 施工体制評価	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
(1)調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
合 計	<u>20.0</u>	<u>26.0</u>	<u>32.0</u>
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

下線部は変更箇所

3 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正

1 趣旨

適正な競争と工事品質を確保する観点から低入札価格調査制度を改正する。

2 主な改正内容

低入札価格調査の強化

低入札価格調査を実施する入札案件について、落札候補者とならない低価格入札者についても、企業努力に基づく適正な見積による入札であることを確認するため、必要に応じ、調査資料の提出を求め、ヒアリングを実施し、関係機関（公正取引委員会、広島県警察本部）への情報提供を行うことを可能とする。

3 施行期日

令和元年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

4 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 地域貢献の実績「過去5年間の災害等に関する業務の受注実績」

災害復旧関連業務を受注した測量・建設コンサルタント等業者を適切に評価するため、過去5年間の「災害等に関する業務」の受注状況に応じて、加点評価する。

(2) 地域貢献の実績「過去1年間の広島県公共土木施設災害支援制度に基づく活動実績」

過去1年間に「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績のある者は、加点評価する。

3 評価方法の改正点

(1) 企業の能力「同種業務分野3件の業務成績評定の平均点」、配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応業務など、業務成績評定の対象外業務が多かったことから、令和元年度に限り、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	H30.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R2.3.31
評価対象期間	平成27年4月1日から 指名通知した日の前日まで（3年）	平成27年4月1日から 指名通知した日の前日まで（4年）

(2) 企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」における評価対象年度の変更

3(1)と同様に、令和元年度に限り、評価対象年度を1年延長し、過去3年間の表彰について加点評価する。

企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」の評価対象年度

指名通知日	H30.7.1～R元.7.31	R元.8.1～R2.8.31
評価対象年度	平成29, 30年度	平成29, 30, 令和元年度

4 施行期日

2については、令和元年6月1日以降に指名する業務から実施

3(1)については、平成31年4月1日以降に指名する業務から実施

3(2)については、令和元年8月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、企業局)

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R元.6~)

評価項目	型式		
	技術評価型	実績評価1型	実績評価2型
(1) 企業の能力	(9)	(8)	(7)
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)	◎(2) ※3	
過去 <u>4</u> 年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点※4	(4)	(2)	(2)
地域の精通性（本店所在地）		(1)	(2)
実施体制及び照査体制	(2)	(2)	(2)
過去 <u>3</u> 年に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当※4	(1)	(1)	(1)
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)	(23)	(17)
保有する資格	(3)	(4)	(4)
手持ち業務予定期数	(3)	(4)	(4)
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)	(3)	(3)
過去10年間の同種業務の実績	(6)	(6)	
過去 <u>6</u> 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点※4	(6)	(6)	(6)
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)	(7)	(7)
保有する資格	(2)	(4) ※1 ②	(4) ※2 ④
手持ち業務予定期数	(2)	(4)	(4) ※2 ④
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)	(3)	(3)
(4) 技術提案	(20)		
実施方針	(10)		
技術提案（1課題）	(10)		
(5) 地域貢献の実績		(2)	(4)
過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無		(1)	(2)
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無		(1)	(2)
(6) 指名除外の状況	(-1)	(-1)	(-1)
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)	(-1)	(-1)
技術評価点	(53)	(40)	(35)
価格評価点	(40)	(40)	(40)
評価値（技術評価点 + 価格評価点）	93	80	75

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

下線部は変更箇所

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR元.8からとする

5 業務における受注者の労働環境改善に向けた取組について

1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けて、測量・建設コンサルタント等業務における受注者の労働環境の改善を図る。

2 内容

働き方改革の推進に向け、次のウイークリースタンス実施項目について、受発注者相互で調整し、目標として定め、計画的に業務を履行する。

ウイークリースタンス実施項目	
(1) ノ一残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項	<ul style="list-style-type: none">・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。
(2) 正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項	<ul style="list-style-type: none">・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない。・資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

3 対象業務

緊急を要する業務を除くすべての業務

4 施行期日

令和元年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局)

6 令和元・2年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和元・2年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区分		全 体 数	うち県内業者
認定数	資格数	9,834 者 (10,116 者)	7,536 者 (7,799 者)
	認定者実数	2,836 者 (2,878 者)	2,193 者 (2,239 者)
	認定業種	全 32 業種	

※ () 内の数字は、平成 29・30 年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

- ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出
- イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点
- ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）
配点等：暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録、広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,250 以上	1,125 以上 (1,145 以上)	935 以上 (980 以上)	1,020 以上 (1,005 以上)	1,035 以上 (1,050 以上)	840 以上 (830 以上)	935 以上 (925 以上)	920 以上 (930 以上)
B	880 以上 (870 以上)	850 以上 (855 以上)	810 以上 (820 以上)	855 以上 (850 以上)	855 以上 (870 以上)	780 以上 (750 以上)	795 以上 (790 以上)	795 以上 (780 以上)
C	660 以上	670 以上	720 以上 (715 以上)	690 以上 (675 以上)	715 以上	680 以上 (670 以上)	695 以上 (690 以上)	680 以上 (675 以上)
D	660 未満	670 未満	720 未満 (715 未満)	690 未満 (675 未満)	715 未満	680 未満 (670 未満)	695 未満 (690 未満)	680 未満 (675 未満)
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置 電気通信工事		
A	850 以上 (865 以上)	970 以上 (915 以上)	915 以上	940 以上 (980 以上)	750 以上	915 以上		
B	770 以上 (745 以上)	800 以上 (765 以上)	780 以上 (765 以上)	795 以上 (820 以上)	640 以上	650 以上		
C	695 以上 (680 以上)	690 以上 (670 以上)	690 以上 (670 以上)	715 以上	640 未満	650 未満		
D	695 未満 (680 未満)	690 未満 (670 未満)	690 未満 (670 未満)	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

3 有効期間

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

令和元年 6 月 1 日から、令和 3 年度以降の資格認定日まで。

令和元・2年度の評価項目（主観数値）

現行（平成29・30年度）		改正後（令和元・2年度）	
評価項目	配 点	評価項目	配 点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値	土木一式 :-67点～712点	県発注工事の工事成績数値	土木一式 :0点～623点
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
土木施工C P D S学習単位数	2点～20点	土木施工C P D S学習単位数	2点～20点
建築C P D学習時間数	2点～20点	建築C P D学習時間数	2点～20点
造園C P D学習単位数	2点～20点	造園C P D学習単位数	2点～20点
品質等の確保		品質等の確保	
環境マネジメントシステム エコアクション21の認証又は I S O 1 4 0 0 5の取得	7点	環境マネジメントシステム エコアクション21の認証又は I S O 1 4 0 0 5の取得	7点
建設業労働災害防止協会（労働 災害防止）に加入	5点	建設業労働災害防止協会（労働 災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力 雇用主の登録※	5点	広島県保護観察所による協力 雇用主の登録又は 暴力団離脱 者社会復帰支援事業協力事業 所登録 ※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援 制度の認定	5点	広島県公共土木施設災害支援 制度の認定	5点
広島県仕事と家庭の両立支援 企業登録制度の登録	5点	働き方改革の取組	
広島県アダプト制度の認定（マ イロードシステム、ラブリバー 制度）	5点	広島県仕事と家庭の両立支援 企業登録制度の登録	2点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 (×除外月数)	広島県働き方改革実践企業認 定制度の登録	3点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 (×除外月数)	広島県アダプト制度の認定（マ イロードシステム、ラブリバー 制度）	5点

※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

【今回追加した評価項目】

項 目	内 容
暴力団離脱者社会復帰支 援事業協力事業所登録	公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業に おける協力事業所として登録されている場合に加点。
広島県働き方改革実践企 業認定制度登録	広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会が行う広島県働き方改革実践 企業認定制度において登録されている場合に加点。

7 令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る 入札参加資格の認定について

令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区分		全体数	うち県内業者
認定数	資格数	延分野数	1,731者(1,756者)
		延部門数	9,031者(9,269者)
		認定者実数	750者(768者)
		業務分野	6分野46部門(全分野・全部門)

※()内の数字は、平成29・30年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路、トンネル、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

- ア 総合数値=客観数値+主観数値により算出
- イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出
- ウ 主観数値は、次の事項について評価
 - 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
 - 配点：従前どおり
 - 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
 - 配点：従前どおり
 - その他数値(加点要素)
 - 配点等：優良建設コンサルタント表彰、暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録、広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設コンサルタント業務	補償関係建設コンサルタント業務
A	200点以上 (205点以上)	165点以上 (145点以上)	155点以上 (160点以上)	175点以上	205点以上 (200点以上)
B	130点以上	100点以上	90点以上	110点以上	130点以上
C	130点未満	100点未満	90点未満	110点未満	130点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・()内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和元年6月1日から、令和3年度以降の資格認定日まで。

令和元・2年度の評価項目（主観数値）

現行（平成29・30年度）		改正後（令和元・2年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
業務の履行実績		業務の履行実績	
県発注業務の業務成績	0点～131点	県発注業務の業務成績	-16点～134点
-	-	<u>優良建設コンサルタント表彰</u>	<u>5点～10点</u> ※4
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
建設系CPD学習単位数	2点～10点 ※1	建設系CPD学習単位数	2点～10点 ※1
測量系CPD学習単位数	2点～10点 ※2	測量系CPD学習単位数	2点～10点 ※2
建築CPD学習時間数	2点～10点 ※3	建築CPD学習時間数	2点～10点 ※3
品質等の確保		品質等の確保	
ISO9001	5点	ISO9001	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は <u>暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録</u> ※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	<u>働き方改革の取組</u>	
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	<u>2点</u>
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	<u>広島県働き方改革実践企業認定制度の登録</u>	<u>3点</u>
指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 (×除外月数)	指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 (×除外月数)

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

※4 表彰を平成29年度から開始したことから2年分のみ（次回からは4年分：5点～20点）

【今回追加した評価項目】

項目	内容
優良建設コンサルタント表彰	優良建設工事等表彰事務取扱要領に基づき表彰されている場合に加点。
暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録	公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合に加点。
広島県働き方改革実践企業認定制度登録	広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会が行う広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合に加点。